

暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の利益となる公の施設の使用等を制限することにより、市民生活の安全と平穩の確保を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 公の施設 別表に掲げる条例又は規則に定める公の施設をいう。
- (3) 使用等 公の施設が別表第8号に掲げるものである場合にあつては使用、都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の占用及び岩沼市都市公園条例（昭和48年条例第30号）第3条第1項に掲げる各行為、その他の場合にあつては使用をいう。
- (4) 使用等許可権者 公の施設の使用等の許可等の権限を有する者をいう。

(使用等の制限)

第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。

2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可等の申請があつた場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可等をしてはならない。

3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可等に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可等を取り消し、又は当該許可等に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。

(意見の聴取)

第4条 市長（使用等の許可等の申請があつた公の施設が地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく市長の委任を受けて教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき教育委員会規則で定めるところにより権限を委任された教育長を含む。以下同じ。）が管理するものである場合にあつては、教育委員会。以下同じ。）は、公の施設の使用等の許可等の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請

に係る公の施設の使用等が暴力団の利益になるかどうかについて、管轄の岩沼警察署長の意見を聴くことができる。

- 2 公の施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。第4項において同じ。）は、その管理する公の施設の使用等の許可等の申請があった場合において必要があると認めるときは、市長に対し、当該申請に係る公の施設の使用等が暴力団の利益になるかどうかについて、管轄の岩沼警察署長の意見を聴くよう求めることができる。
- 3 市長は、前項の規定による求めがあったときは、当該申請に係る公の施設の使用等が暴力団の利益となるかどうかについて、管轄の岩沼警察署長の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、第1項及び前項の規定により管轄の岩沼警察署長から聴取した意見の内容を当該公の施設の指定管理者に通知するものとする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は平成22年4月1日から施行し、同日以後の公の施設の使用等について適用する。

別表(第2条関係)

- (1) 岩沼市集会所の設置及び管理に関する条例(昭和53年条例第27号)
- (2) グリーンピア岩沼条例(平成16年条例第5号)
- (3) 岩沼市老人憩の家の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第4号)
- (4) 岩沼市農村公園設置条例(昭和54年条例第8号)
- (5) 岩沼市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第5号)
- (6) ハナトピア岩沼の設置及び管理に関する条例(平成11年条例第1号)
- (7) 岩沼市勤労者活動センターの設置及び管理に関する条例(平成15年条例第13号)
- (8) 岩沼市都市公園条例(昭和48年条例第30号)
- (9) 岩沼市営阿武隈公園グランド条例(昭和45年条例第30号)
- (10) 岩沼市民体育センター条例(昭和47年条例第22号)
- (11) 岩沼市営水泳プール設置条例(昭和49年条例第20号)

- (12) 岩沼市立学校施設の開放に関する規則（昭和53年教育委員会規則第1号）
- (13) 岩沼市民テニスコート設置条例（昭和55年条例第26号）
- (14) 岩沼市営スポーツ公園設置条例（昭和56年条例第13号）
- (15) 岩沼市民会館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第15号）
- (16) 岩沼市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第16号）
- (17) 岩沼市総合運動場の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第3号）
- (18) 岩沼市学習館の設置及び管理に関する条例（平成10年条例第13号）
- (19) 岩沼市運動広場の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第16号）